

立川市生涯学習推進審議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄平

理由

立川市生涯学習推進審議会及び立川市社会教育委員の会議を統合するため。

立川市生涯学習推進審議会条例の一部を改正する条例

立川市生涯学習推進審議会条例（平成4年立川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 市民の生涯学習の振興を図るため、立川市生涯学習推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 市長の諮問に応じ、生涯学習推進計画及び生涯学習の推進に係る施策について必要な事項を審議し、又はこれらの事項について市長に建議するため、立川市生涯学習推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p>
<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、生涯学習推進計画及び生涯学習の推進に係る施策について調査審議し、答申する。</p>	
<p>2 審議会は、生涯学習の振興に関する事項について、市長に建議することができる。</p>	
<p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員13人以内をもって組織する。</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 審議会は、委員13人以内をもって組織する。</p>
<p>(委員)</p> <p>第4条 委員は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する。</p> <p>(1)～(4) ……略……</p>	<p>(委員)</p> <p>第3条 委員は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する。</p> <p>(1)～(4) ……略……</p>
<p>2 委員は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条に規定する社会教育委員を兼務し、同法第17条に規定する職務を行う。</p>	
<p>3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることがある。</p>	<p>2 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることがある。</p>
<p>(会長及び副会長)</p> <p>第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定め</p>	<p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定め</p>

る。

2及び3略.....

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2及び3略.....

(部会)

第7条 審議会は、部会を置くことができる。

2及び3略.....

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

る。

2及び3略.....

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2及び3略.....

(部会)

第6条 審議会は、部会を置くことができる。

2及び3略.....

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

